

テント工連教育情報部会からの提案

テントの法定耐用年数は？

皆さんは、テントの法定耐用年数って考えたり調べたりした事、ありますか？

テントの耐用年数や減価償却の期間については、購入したエンドユーザーが自社の会計事務所と打合せをして判断するので、直接は我々の仕事に関わる問題ではありません。ですが、そうだとするとエンドユーザーは、減価償却の期間が何年になるのかによって、テントにするのか、それとも他の構造にするのかの、判断基準のひとつにします。テントを選んでもらう為にはお客さんの目線に立って法定耐用年数の事を考えていく必要があると思います。

またまた登場！！

あるテント屋の、とある社長と部長がこの問題について話し合っていました。新たに経理も加わり、この話題に花が咲きます。皆さんもこの話には是非耳を傾けてみて下さい。相変わらずくだらない会話も挟みませんが、大事なヒントが隠れています。

さて、それでは「社長と部長と経理のおはなし」の始まり、始まり・・・

部長：社長大変です。ミナモト建設の北条経理部長から、クレームです！

社長：政子さんからか。一体何事だ

部長：ミナモト建設に税務署の調査が入り莫大な追徴税を取られてかんかんです。

社長：え？それって我社に何の関係があるの？

部長：社長！ 3年前にミナモト建設に施工したテント倉庫を、償却期間は2年といったそうじゃないですか！！

社長：ああ、北条部長から問い合わせがあったので「テント倉庫ガイドブック」を見たら2年と書いてあったのでそう答えたよ。

部長：はい。昭和62年発行のやつですよ。そんなこと1行も書いていませんよ！

社長：いや、書いてあった。

部長：今、ここに持ってきました。「あくまで膜材のみを2年と考えるのも一案である」としか書かれていません。

社長：面倒くさいな。我社には関係ないだろう。

部長：大切なお客様が超御立腹なのですよ。あの時の4000万円の費用を2000万ずつ2年で償却していたところ、税務署からは24年の償却であるといわれ、2年で336万の償却しか認められず、残りの3664万に対して経費として認められず追徴課税だそう。いくらになるか分かりますか！！ 怒ってくるのも当然だと思います。

社長：これはまずいな。私の悪意の無い無邪気な発言が招いた事態なのか？

部長：軽々しい発言といってもらいたいですね。ともかく平謝りに行きましょう。

社長：土下座の練習も必要だな。だが、税務署もおかしいぞ。テント倉庫が24年の減価償却なんてありえんぞ。なにかの間違いだな。

部長：また思いつきでものを言う。謝りに行く前にテント倉庫の法定耐用年数や減価償却について相応の知識を持って行かないと、軽々しい発言を繰り返して火に油を注ぐことになりかねませんよ。

社長：悪意の無い無邪気な発言な。

部長：悪意はなくても物事は悪い方へと傾いていく

ものです。社長の場合、とにかく勉強不足です。まずは我社の経理を呼んでレクチャーを受けましょう。

社長：おお、先日入社した有能な経理か。まだ会った事が無かったな。

部長：社長が奥さんに逃げられて、経理事務が停滞したので急遽私が採用しました。

社長：逃げられては余計だ。

部長：経理を奥さんに任せきりのくせに、逃げられるような事ばかりするからですよ。

社長：それには触れるな。

部長：彼女はテント大学の経済学部を首席で卒業した才女です。そこに呼んできています。

◇ ◇ ◇

経理：〈コン、コン、コン〉失礼致します。

社長：予想外に若いな。歳の頃は30くらいか？

部長：社長、女性に歳を訊いてはなりません。

社長：おお、そうだな。部長から話を聞いているとは思いますが、ミナモト建設の経理部長からクレームが入っており、なんとかせねばならぬ。いろいろとレクチャーを頼む。

経理：分かりました。まず、社長がどの程度知識がおりか質問させて戴きたいのですが。

社長：おお、なんでも訊いてくれ。

経理：まずはテント倉庫を購入した場合、決算書類のどこに載るかお分かりですか？

社長：？えーっと。

経理：テント倉庫を購入した場合、貸借対照表の左側、資産に上がります。資産の中のどれかに分類されるわけです。

社長：テント倉庫は資産の中の建物？ 建物付属設備？

経理：一概にどちらと断定は出来ません。使い方によって、計上の仕方は変わりますが、どちらで上げようとも資産であることは間違いなく、法定耐用年数表に従い、毎年の損益計算書で資産の減価償却を行っていくこととなります。オブラートに包んだ言い方をさせて貰いますが、4000万円のテント倉庫の減価償却が2年だなんて無知であさはかみいところですよ。

社長：部長・・・今の発言はオブラートに包まれているのか。

部長：「バ○」とか言われていないので、嫌味程度のオブラートに包まれた表現かと。

社長：・・・で、今回ミナモト建設の件はどう思うかね。テント倉庫が24年の減価償却なんて税務署のほうがおかしいと思わんかね。

経理：いいえ、やむを得ない判断だと思います。わたくし、10年間税務署に勤めておりました。減価償却の年数は「減価償却資産の耐用年数表」によって細かく年数が規定されております。テント倉庫は確認申請を行って建て、れっきとした建築物です。そして、その耐用年数表の「別表第一」に「テント」とか「テント倉庫」といった明示された項目がないので、「建物/金属造のもの(骨格材の肉厚3mm以上)/倉庫用の物/その他」に分類され24年となります。

社長：24年も持つテント倉庫なんてありえんぞ

経理：私にいわれても困ります。私は経理として法律上、問題の無い処理のお話をしているだけです。税務署の言い分が間違っていない事は確かです。それに平成14年には国税不服審判所による裁決書も出ています。

社長：え！



経理：テント倉庫の法定耐用年数について争った審判ですが、26年という減価償却期間の裁決例が出ています。その後、税理士会の事例研究で平成25年には17年という研究発表もされています。この事例研究ではテント生地自体は10年位しか持たないという事を認識しつつも、鉄骨と一体になった建築物という事に重きを置き、生地に配慮をしたうえでの17年という結論でした。御存知ありませんでしたか？

社長：全く知らなんだ！ 君は法律にも税理士会にも詳しいんだな

経理：弁護士事務所にも10年、経理事務所にも10年勤めていましたので。

社長：・・・部長・・・彼女はいくつなの？ 履歴書見てるよな。かなりの若作りかぁ？

部長：女性に年を訊いてはいけません。

経理：裁決例が出たり、事例研究が出たりしている以上、今後はこの流れが主流の考え方になっていくことは間違いありません。時代は変わってきています。いつまでも昭和の頭でいては時代に取り残されてしまいます。オブラートに包んだ言い方ですが。

◇ ◇ ◇

社長：嫌味程度だな。だが、うーん、だめだ。昭和の頭の私にはどうしても理解出来ん。テント生地は10年で普通。良く持っても15年。下手すると8年位で張替えだぞ。

経理：社長。資産が実際何年持つか？ ということ、何年で減価償却しないといけないか？ ということは全くの別問題ですよ。

社長：どういう事だ？

経理：では、車を例にとってお話しましょう。自動車の法定耐用年数は4年～6年です。資産が上がっても5、6年で減価償却してしまいます。でも車の実際の寿命はどうでしょう。5、6年どころか普通に10年、15年持ちますし、乗れます。実際に何年乗れるかと、何年で償却するかは別問題という事なのです。社長も節税目的で分不相応にもベンツに乗っておられるのではないですか。

社長：ぶぶぶ分不相応って、それオブラートかぁ。部長：ま、嫌味の範疇ですね。しっかりオブラートに包まれています。

社長：そういえば昔、嫁さんが経理やっていた時いろいろ言っていたな。接客用の応接室のソファは5年で償却できるから、利益が出たら豪華なソファ買いましょとか

部長：あ、それ、社長が奥さんに無断でベンツ買って夫婦に亀裂が入った時の話ですね！

社長：嬉しそうに言うんじゃない！ オブラートに包まれておらんぞ

部長：「運転下手なくせに」とか言ってないだけオ



プラートに包んでおります。

社長：・・・で、根本的な話を訊くのだから・・・減価償却期間は短い方が得なのか？

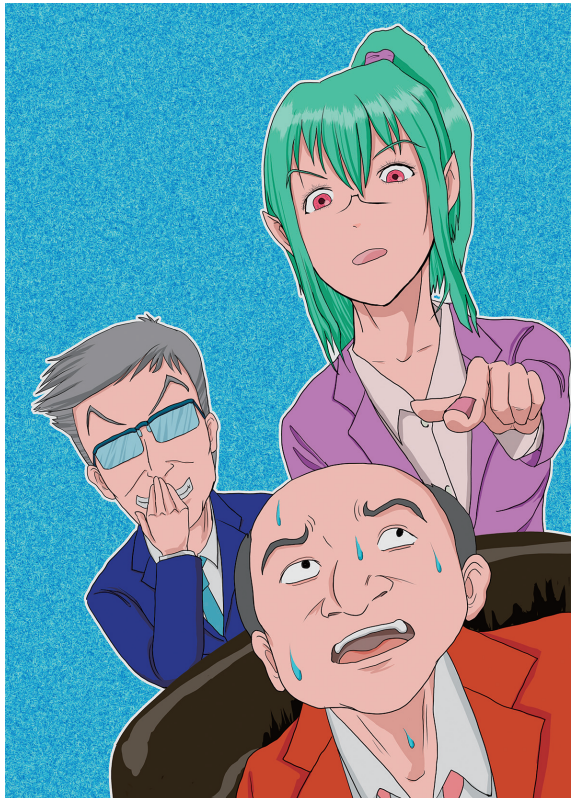
経理：・・・呆れてものもいえません。

利益が出ている場合、明らかに1年分の減価償却費が多ければ多いほど節税になります。なので、エンドユーザーからすると同じ費用をかけて倉庫を作るのなら、減価償却の短い方を選ぼうとするのは一つの考え方といえます。

社長：減価償却費を増やして問題ないのか？ 損益計算書で費用が増えたとお金が減る？

経理：確かに帳面上の利益は減りますが、現金は流出しないので、キャッシュフローが悪くなることはありません。社長！ テント工連だよりの6月号は読まれたのですか？

社長：ん？・・・読んでない



経理：これだから経理に興味の無い社長には困ったものです。1ページまるまる使って法定耐用年数の説明が書いてあります。必ず読んでください。分かりやすく書いてありますが、分からなければ誰かに訊いて教えて貰ってください。なんなら奥さんに教えて貰ってはいかがでしょうか。

社長：おお、本日びか一の嫌味だな。まあ、だいたい分かった。テント倉庫は法定耐用年数が長い、法律上正論である。エンドユーザーにとっては法定耐用年数が短い方が節税効果があり、メリットを感じる。そして、法定耐用年数と実際に何年持つかは全くの別問題である。で、ここからが問題で、理解不能なところだ。

部長：それは



社長：どうして、実際に持つ年数より法定耐用年数の方が長いのだ？ おかしくはないか？既に10年たってシートから雨漏りしており、倉庫として使えなくなっているのに、使えている状態で費用計上して償却するのは変ではないか。

他の物の耐用年数をみてみても「資産」の実際の寿命より短い期間が法定耐用年数となっているのではないか。

経理：よく気がつきました。だてに社長をされてるわけではなかったのですね。

現在、テント倉庫は耐用年数表の「金属造のもの」等に当てはめるケースがあります。テント倉庫用の耐用年数があるわけではないのです。

社長：一般の金属造の建物と持ちが全然違うのに、なんか不公平ではないか？

経理：そうですね。税の公平性という観点からもその主張はあると思います。

社長：どうしたらよいのだ？

経理：テント倉庫の耐用年数を新たに「別表第一」に加えて貰うというのが、解決策だと考えます。平成14年の裁決書にも、法令改正が開閉策であることを匂わせています。

例えば「掘立小屋」などは別表第一に明記があり、耐用年数は7年です。「簡易建物」と

いう項目なども10年の耐用年数です。トタン屋根などが簡易建物に分類されます。テント倉庫の項目が「別表第一」に加わることは不自然ではないはずですよ。

社長：ん、あー、なんか大変そうだな。

経理：裁決書の中では、建築法令を参照しながら、その上で「鉄骨造」としていますが、テント倉庫は建築基準法体系では鉄骨造りでなく別のカテゴリーとして建築基準法施工令で規定されている膜構造です。木造が鉄骨造と異なるように膜構造は鉄骨造とは違うのです。ちなみに、わたくし建築事務所にも10年勤務したことがありますので。

社長：(10足す10足す・・・美魔女も超えたな、こりゃ。) 膜構造？

経理：膜構造です。建築基準法施行令を読んで勉強して下さい。経年劣化で風荷重や雪荷重を負担することが出来なくなれば、建物としての寿命を迎えたといえるでしょう。

たとえば、古い木造住宅で、屋根に穴が開き、瓦が抜け落ちて、窓ガラスが割れて、屋内に雨が入っている状態の家屋は、梁と柱が残っているからといって建物としての資産価値があるのでしょうか。寿命とっていいのではないのでしょうか。

社長：確かにそのとおりだ！

経理：テント倉庫に適用される法定耐用年数が実際の寿命よりも長いという矛盾は、耐用年数省令別表第一にテント倉庫の区分が欠けているということからきている、という認識をしたらいかがでしょうか。

法定耐用年数と実際の物の寿命がある程度符合することが、「費用収益対応の原則」に適用でき、税の公平性に於けるといって主張は成り立つと思います。

社長：なるほど。で、その主張は誰がするのだ？

経理：全国のテント屋さんです。一部の会社や一定の地域に偏った集まりの主張は、国が相手すらしてくれません。全国で同じ仕事をしている業種の人達が同じ認識を持っている、という主張が大事です。



社長：どうしたら全国のテント屋が同じ認識を持っていると主張できるのだ？

経理：いろいろ方法はあると思いますが、例えば全国のテント屋にアンケート調査を行い、実際にテント倉庫の寿命や張替えの時期など、共通の認識をデータ化し資料とするのは如何でしょうか？工業組合という認知された団体の調査なら資料として申し分ないと思います、幸い我々の業界には「日本テントシート工業組合連合会」という立派な全国組織があります。

社長：あかん。だいたい連合会でアンケートとっても返事が返ってくるのは20%以下。とても国を動かす資料にはならん。それに皆、自分の作ったテント倉庫は見栄張ってながーく持つと答えるに決まっている。

経理：そうですね。そんなこと考えるのは経理オンチのどこかのぼんくら社長だけでは？聡明な全国のテントさんは減価償却の耐用年数問題について、理解を深めつつありますよ。多分実態に即したアンケートになることと思いますよ。

社長：結構刺さったぞ・・・で、部長！今のは、どこがオプラートに包まれていたんだ！

部長：どこかのぼんくら、という表現で人物を特定していないところですかね。

社長：とにかく全国のテント屋が束になって陳情書を出していくしか手は無いな。

経理：今のところは、そう思います。

社長：大変な大仕事だな。

経理：ですが、将来に向けて整備していく必要のある事だと思えます。

社長：よし、テント倉庫の耐用年数を新たに別表第一に加えて貰うということは、とても重要な事だと云うのがよく判った！ 部長、全国の忍びを江戸に集結させるのだ。

部長：相変わらずですね。もう連合会では陳情書の作成の取り組みを始めています。後は国に、この問題を理解して貰う為の様々なデータが必要なのです。

経理：ポイントは4つ。

- ① テントシート製品には明確な「法定耐用年数」カテゴリーが十分には与えられていないと感じる。
- ② 法定耐用年数は短い方が短期的に節税効果がある。
- ③ 実際の資産の寿命と「法定耐用年数」は分けて考えるべきである。
- ④ テントシート製品に新しい「法定耐用年数」カテゴリーを設ける事で、お客様の経営上の判断に自由度が増し、ご利用頂き易い環境が準備出来る。

ということですね。

まあ、国会議員に相談されるときにはわたくしが口利き致しますわ。10年ほど議員秘書をやっていたので。

社長：よしやる気が出てきたぞ。

部長：社長、その前にミナモト建設に謝罪に行かなくては！

社長：ああそうだった～これは意気消沈、いざ鎌倉だな

経理：それ、使い方間違えてますわ。ではわたくし、これで。

あ、そうそう、北条部長にお会いしたら宜しくいっていただくとお伝えください。10年間教師をやっていた頃の教え子なので。では、失礼。〈ボタン〉

社長：部長おお！！ 履歴書持ってこい！

部長：個人情報保護法の観点から本人の了承なしにはお見せ出来ません。

社長：もう、まちがいに後期高齢者だな。あの美貌は整形か？不老不死か？ あ、もしかしてエルフか。そうなんだな。ハーフエルフなんだな！

部長：女性の年は教えられませんーさて、彼女はいくつなのでしょう

— TO BE CONTINUED —

挿絵：(株)日本テント製作所 友永裕之様

現在、教育部会ではテント倉庫の実際の寿命を皆さんがどう考えているか、テントシート製品の「法定耐用年数」はどれくらいが妥当と感じているか、アンケートを取る準備をしております。是非、多くの方にアンケートに答えてもらいたいと思います。宜しくお願いします。

テント倉庫の減価償却について問題となるのがその耐用年数である。税務当局でテント倉庫を恒久的な建物とみるか、簡易建物とみるかで変わってくる。

テントシートに関する減価償却資産耐用年数表(別表1)例示

建物	金属造のもの	31年	鉄骨の厚みが4mm超
		24年	鉄骨の厚みが3mm超～4mm以下
		17年	鉄骨の厚みが3mm以下
建物	簡易建物	10年	主要柱が10cm以下の木製で……
		7年	掘立造りのもの及び仮設のもの
器具備品	シートおよびロープ	2年	

テントは簡易建物とは限らないので勝手に判断はしない事。